

平成20年11月4日から 自動車検査証(一部)、一時抹消登録証明書が 変わります。

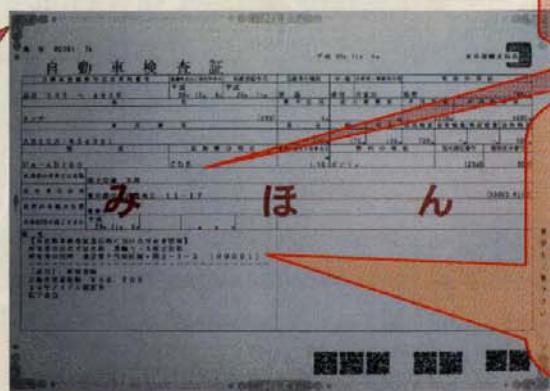
平成18年5月に公布されました改正道路運送車両法の施行により、**平成20年11月4日から登録識別情報制度**が開始されます。

登録識別情報制度を利用する自動車の『自動車検査証』の記載事項が一部変更され、『一時抹消登録証明書』に代わって『登録識別情報等通知書』が交付されます。

自動車検査証

新様式

(現行様式)



所有者の氏名又は名称及び住所欄が無くなります。

備考欄に自動車検査証が発行された時点の所有者情報が表示されます。また、継続検査等により自動車検査証が更新される際、最新の所有者情報に更新されます。

新様式の自動車検査証は、所有者と使用者が異なる自動車であって、新規登録、変更登録、移転登録の際、**所有者が登録識別情報の通知を受ける場合**に使用者に交付されます。

(所有者と使用者が同一の自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が登録識別情報の通知を希望しない場合は、自動車検査証の様式に変更はありません。)

一時抹消登録証明書

登録識別情報等通知書(新様式)



使用者の氏名又は名称及び住所並びに使用的本拠の位置欄が無くなります。

従来の『一時抹消登録証明書』は廃止され、新様式の『登録識別情報等通知書』が一時抹消登録をした自動車の**全ての所有者に交付**されます。

中古新規登録、輸出・解体の届出、所有者変更記録の際には、この『登録識別情報等通知書』(すでに『一時抹消登録証明書』の交付を受けている場合は、『一時抹消登録証明書』)を提出していただきます。

登録識別情報制度、対象となる自動車、その他詳しい内容は裏面をご覧下さい。



国土交通省

登録識別情報制度について

制度の概要

リース自動車、所有権留保付き自動車など所有者と使用者の異なる自動車は、所有者の氏名又は名称、住所の変更や合併などが行われ、所有者が変更登録又は移転登録をする際、使用者は同時に自動車検査証を提出して自動車検査証の所有者欄の記載事項変更を申請する必要があります。

このため、自動車の所有者だけに変更があるのに、多数の使用者の方に手続きの必要が生じておりましたが、今回の制度改正で、自動車の所有者が希望した場合には、『登録識別情報』が通知されることにより、新規登録、変更登録、移転登録の際に交付する自動車検査証の所有者欄を削除することで、使用者の自動車検査証の記載変更申請を不要とすることが出来るようになりました。

通知された『登録識別情報』は、次の変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所の変更のみ)、移転登録の際、所有者が国に提供することで、所有者からの申請であることをさらに確認することができる制度です。

制度の対象となる自動車

所有者と使用者が異なる自動車であって、『登録識別情報』の通知を希望する所有者の自動車が対象となります。

(所有者と使用者が同じ自動車や所有者と使用者が異なる場合であっても所有者が『登録識別情報』の通知を希望しない場合は、本制度の対象外のため、自動車検査証の様式に変更はありません。)

なお、一時抹消登録については、全ての所有者に『登録識別情報』を通知します。

登録識別情報の通知方法

新規登録、変更登録、移転登録に係る『登録識別情報』は、国が運営する『登録識別情報通知提供サービス』にインターネットを利用してアクセスすることにより通知を受けます。

また、一時抹消登録に係る『登録識別情報』は、『登録識別情報等通知書』(書面)により通知します。

登録識別情報の提供方法

通知を受けた『登録識別情報』は、次の変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所を変更する場合に限ります。)、移転登録の際、『登録識別情報通知提供サービス』にアクセスすることにより国に提供します。また、OCRシート(申請書)に記入することにより提供することも可能です。

なお、『登録識別情報』が通知されている自動車については、『登録識別情報』を提供しなければ次の登録はできません。

また、中古新規登録の際には、『登録識別情報等通知書』を国に提出することにより提供します。

自動車検査証の備考欄の所有者情報について

『登録識別情報』を通知中の自動車が、記載変更を伴わない変更登録、移転登録により所有者の氏名又は名称若しくは住所が変更された場合、その後の継続検査、構造等変更検査、自動車検査証再交付、自動車検査標章再交付、記載変更(使用者の氏名又は名称等)、変更登録(所有者の氏名又は名称若しくは住所以外の変更)、番号変更が申請された際に交付される自動車検査証の備考欄には、最新の所有者情報が表示されます。

制度開始前に登録された自動車の取扱いについて

平成20年11月3日までに登録された所有者と使用者が異なる自動車についても、所有者が『登録識別情報』の通知を希望した場合、その後に行われる継続検査、自動車検査証再交付などの際に、所有者欄を削除した自動車検査証が交付されます。

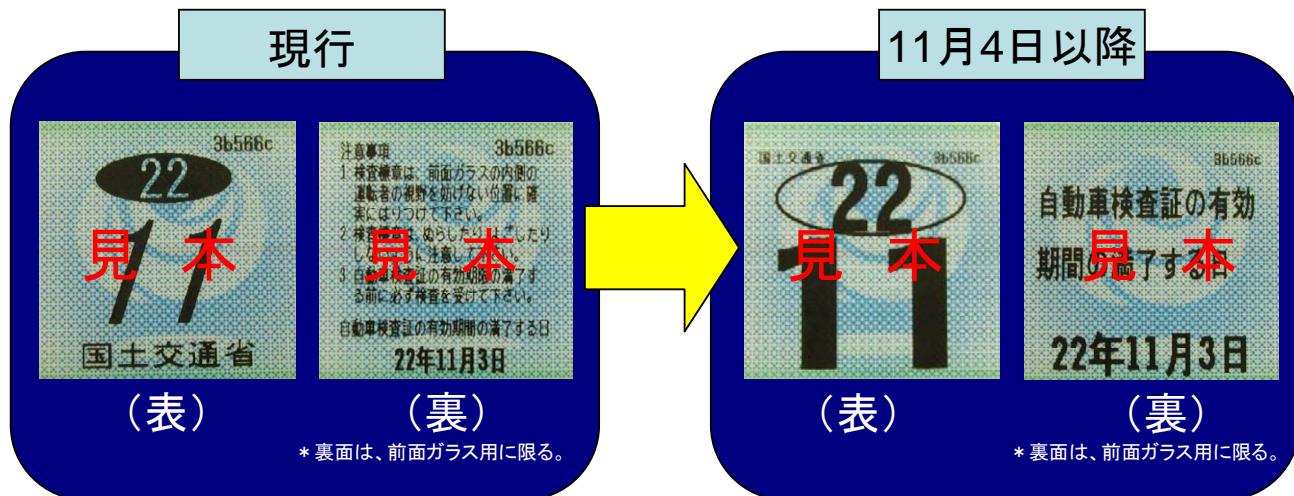


お知らせ

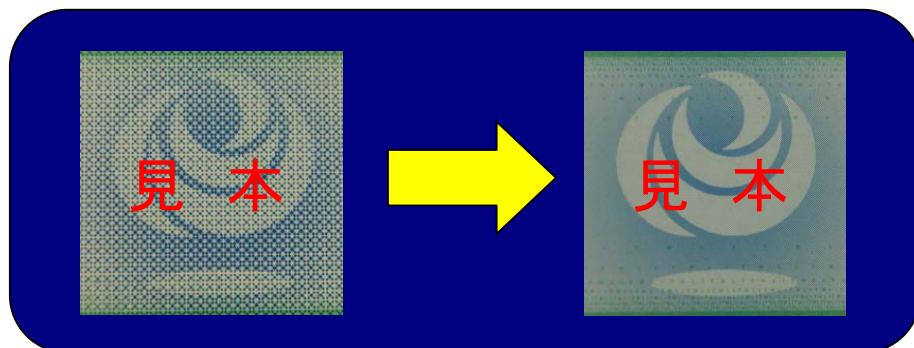
～検査標章の変更について～

道路運送車両法第66条に基づき自動車に表示義務のある検査標章について、その視認性向上を図るため、表示文字サイズを大きくするなどの見直しを行いました。

平成20年11月4日以降に交付される検査標章から新しい様式になります。



また、青シールの地紋も在庫がなくなり次第(平成20年10月以降)、順次変更します。

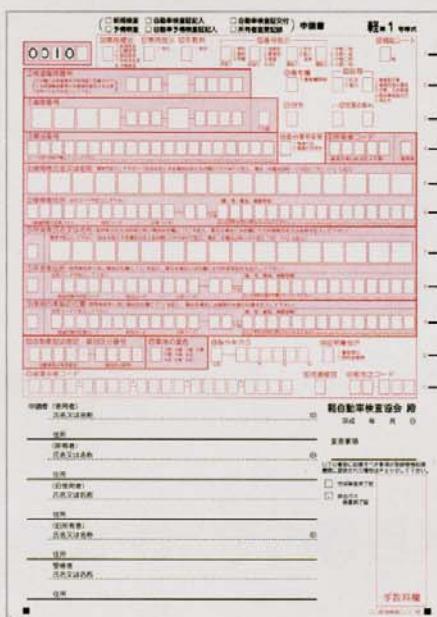


平成21年1月5日(月)より 軽自動車のOCR申請書の 様式が変わります

電子情報処理システムの更改により、すべてのOCR申請書の様式が
変更になります。新システムの導入により、現在のOCR申請書は
平成21年1月5日(月)以降使用できなくなりますのでご注意ください。

A4縦型からA4横型へ変わります。







NEW



軽自動車検査協会
Light Motor Vehicle Inspection Organization

変更概要

OCR申請書

- OCR申請書の体系を見直し、現行の11様式から10様式に変更します。
(現行の軽専用第1号様式を廃止します。)
- 記入項目の追加等により、全様式をA4判縦型からA4判横型に変更します。
- 使用者・所有者の記載欄の文字枠数を増やします。
(軽第1号様式、新軽専用第1号様式)
- 検査時における走行距離計の表示値の記載欄を追加します。
(軽第1号、軽第2号、軽第3号及び新軽専用第2号様式、これにより自動車検査証備考欄に検査時の走行距離計の表示値が記載されます。)
- 検査記録事項等証明書の交付請求について、従来の車両番号のみによる請求に加え、車台番号を全桁記載して請求する方法を追加します。
(軽第3号様式)
- 基準緩和車両について、緩和項目等の専用記載欄を軽第5号様式に追加します。
(軽第5号様式)

平成20年11月4日より

富士山ナンバースタートします！

対象地域

富士吉田市・富士河口湖町・西桂町・忍野村

山中湖村・鳴沢村・道志村

併せて希望ナンバーの申込みも開始します

インターネットによる申込み

10月13日開始！

振興財団窓口での申込み

10月14日開始！

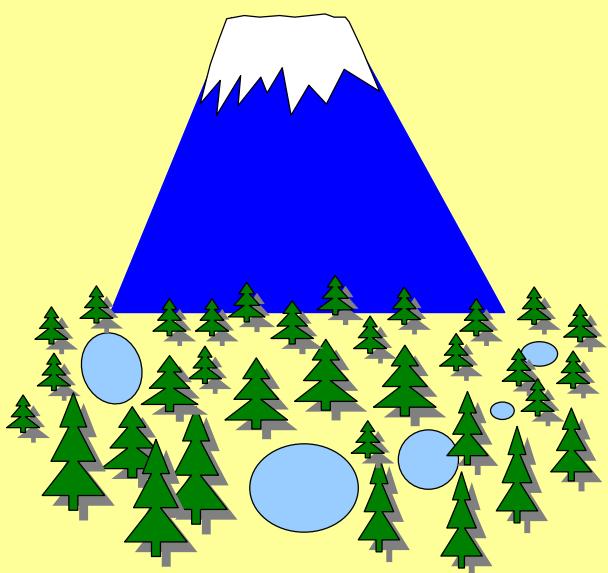
*希望ナンバーに関するお問い合わせは陸運振興財団へ

TEL 055-262-4777

下記の番号については、希望抽選番号になります

1・7・8・88・333・555・777・888
1111・3333・5555・7777・8888

注意：小型二輪、軽二輪については、希望ナンバーはありません。



お問い合わせ

山梨運輸支局 登録部門
笛吹市石和町唐柏1000-9

登録ヘルプデスク

TEL 050-5540-2039 (アンサー)

※オペレータによる対応(対応時間 8:30~17:15)

希望される方はコード[026]をプッシュしてください。

山梨運輸支局 人事異動について

平成20年10月1日付

新・勤務地	氏名	旧・勤務地
自動車検査独立行政法人関東検査部群馬事務所長	佐野 健二	山梨運輸支局陸運技術専門官（整備）
山梨運輸支局陸運技術専門官（整備）	遠藤 登	神奈川運輸支局陸運技術専門官（整備）
関東運輸局総務部会計課	大幡 賢正	山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（輸送監査）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（総務企画）	大屋敷 耕平	足立自動車検査登録事務所首席運輸企画専門官付（登録）
山梨運輸支局首席運輸企画専門官付（輸送監査）	立石 一成	新規採用

【自動車検査独立行政法人関東検査部 山梨事務所よりお知らせ】

傾斜角度測定機を用いた計測について

自動車の安全性の規定による最大安定傾斜角度の審査については、①傾斜角度測定機を用いた計測、②傾斜角度計算による算出、③最大安定傾斜角度実測書の提出のいずれかにより保安基準適合性を判断しています。

今般、②及び③の取扱いについて、平成20年10月1日より、全国的に統一した基準（検査台数等により割合で抽出した台数を実測〔10台に1台及び月に1台を目安〕）により、傾斜角度測定機を用いた計測を行い、厳正な取扱いになるよう見直しを行なったのでお知らせ致します。

3次元測定・画像取得装置説明会の開催について

3次元測定・画像取得装置は、高精度な計測と車両画像情報の電子的な取得を可能とし、車両のデータベース化を実現します。

この3次元測定・画像取得装置の説明会（定員10名程度）を次により開催しますので、参加をご希望の方は振興会指導課までご連絡下さい。

◇ 日時 10月22日（水）・23日（木）・24日（金）

16:15から30分程度

◇ 場所 新規検査コース